

第3次

木津川市行財政改革大綱

概要版



平成30年2月
木津川市

I 更なる行財政改革に向けて

1 第3次大綱策定の必要性

本市は市制施行から今日まで、不断の行財政改革を推進してきましたが、全国的に人口減少や少子高齢化が加速する中、現在は全国にも稀な人口増加を示している本市にあっても、生産年齢層の減少や扶助費の増大など、歳入に占める義務的経費の増加が顕著に表れており、財政面での余裕がなくなることによって、これまで進めてきたまちづくりや市民サービスに対する影響への拡大が避けて通れない状況にあります。

また、2016（平成28）年度から始まった合併算定替の段階的減額（遅減）が2020年度で終了となるなど、本市を取り巻く環境は一層厳しくなることが不可避であると予測され、市の将来を見据えた持続可能な行財政基盤の構築が急務であることから「第3次木津川市行財政改革大綱」を策定し、子や孫の未来につなぐ取り組みを継続する必要があります。

2 これまでの取り組み

市ではこれまで、2度の「行財政改革大綱」や「行動計画」を策定しながら、取り組みを進めてきたところであり、当初の大綱計画期間（平成20年度から平成24年度）の5年間累計で約37億5千万円、また、第2次大綱計画期間途中（平成25年度から平成28年度）の4年間累計で約18億9千万円の財政効果を生み出すことができました。

加えて、「事業仕分け」による外部目標評価（仕分け結果）を通じた事務事業の見直しも行ってきましたが、全ての行動計画目標が十分に達成できたわけではなく、調査や検討の継続で具体的な取り組みに至らなかった事業もあり、課題の残る部分もありました。

II 基本理念

- 市民と共に創る、協働の自治体
- 豊かなアイデアで、改革する自治体
- 簡素で市民満足度の高い、持続可能な自治体

III 重点改革項目

- 1 協働の市政の推進
- 2 行財政運営体制の改革
- 3 事務事業の見直し
- 4 公共施設の総合管理
- 5 行財政システムの確立

市制施行10年を経て、更に10年、20年と、子や孫の世代まで安心いただける市民サービスを維持するため、3つの基本理念と5つの重点改革項目に基づき、更に徹底した行財政改革の取り組みを進めます。

5つの重点改革項目

1

協働の市政の推進

- ①市民との協働によるまちづくり
- ②開かれた市民参加・参画の推進

2

行財政運営体制の改革

- ①人材育成の推進と職員・組織の意識改革
- ②組織改革
- ③定員管理の適正化
- ④総人件費の抑制
- ⑤電子自治体の推進
- ⑥法令遵守（コンプライアンス）の推進
- ⑦地方債・借入金・公金の適正管理

3

事務事業の見直し

- ①事務事業の見直し
- ②補助金等・団体支援の見直し
- ③外郭団体の見直し

4

公共施設の総合管理

- ①公共施設のマネジメント
- ②公共施設の民営化、民間委託

5

行財政システムの確立

- ①歳入の確保と歳出の抑制
- ②入札・契約制度の適正運用
- ③未利用、低利用資産の有効活用
- ④予算編成の改革
- ⑤地方公営企業会計、特別会計等の見直し

IV 行財政改革の進め方

○ 計画期間

2018（平成30）年度から2022年度までの5年間とします。

○ 推進体制

行財政改革を計画的かつ全庁的に推進するため、次の2つの組織を置きます。

「木津川市行財政改革推進本部」・・・市長を本部長とする、全庁的な行財政改革の
推進の核となる組織

「木津川市行財政改革推進委員会」・・・公募市民・各分野の有識者を委員とする、木
津川市の行財政改革推進のための諮問機関

○ 実施及び進捗管理

行財政改革の実施と進捗管理のため、大綱に基づいて、可能な限り数値目標を定めた行
財政改革行動計画を策定し、計画的な取り組みを進めるとともに、わかりやすい評価基準
を設けて毎年度その進捗状況を点検、確認します。

なお、行動計画の進捗状況とその評価については、「木津川市行財政改革推進委員会」
に報告し、意見を求めるとともに、その他の取り組み状況等につきましても、ホームページ
や広報紙などを活用しながら、広く市民に公表します。

第3次木津川市行財政改革大綱（概要版）

木津川市 総務部 財政課 行財政改革推進室

〒619-0286

京都府木津川市木津南垣外110番地9

TEL: 0774-75-1202（ダイヤルイン）

0774-72-0501（代表）

FAX: 0774-75-2701

E-Mail: gyokaku@city.kizugawa.lg.jp

